

「令和8年度対馬市サステナブルアイランド人財育成運営支援業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

対馬市は、SDGs の理念に基づく「2050年：世界最先端のサステナブルアイランド」の実現を掲げて、対馬の環境・社会・経済的課題の解決を核とした産学官民の「共創」による持続可能な産業創出モデルの構築を目指しており、その実現を加速すべく市内の廃校舎（旧・対馬市立乙宮小学校を想定）の利活用を通じた産学官民連携のための拠点形成に係る検討を連携企業や地域住民等と協働しながら進めている。

こうした取り組みのさらなる推進・強化のために、対馬市では企業・大学等との連携を通じた実践的な学びと伴走支援を通じて、産学官民の多様な主体と連携しながら地域課題の解決と事業化を牽引する「サステナブルアイランド人財」の育成を推進している。

本業務は、上記のビジョンの達成のために持続可能な産業・地域の担い手育成及び実践・事業化支援のための学びの場「サステナブルアイランドカレッジ（仮称）」、産学官民の共創を促すためのマッチングイベント「サステナブルアイランド EXPO（仮称）」の効果的かつ効率的な運営に係る支援を目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1)業務名 | 令和8年度対馬市サステナブルアイランド人財育成運営支援業務委託 |
| (2)業務場所 | 対馬市内及び必要に応じて発注者の指定する場所 |
| (3)業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4)履行期間 | 契約締結日から令和9年3月17日(水)まで |
| (5)契約方法 | 対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱に基づく公募型プロポーザル方式により選定した受託候補者との随意契約 |
| (6)提案上限額(予算額) | 3,158,100円(消費税及び地方消費税を含む。) |

3 プロポーザル方式の方法及び採用理由

本業務は、効率的効果的かつ確実に委託できる最適な事業者を選考するとともに、SDGs やソーシャルビジネス等に関する動向や対馬市の現状、今後の予測を踏まえた新たな提案や事業推進力が求められる。よって、価格のみによる競争では目的を達成することができず、高度な創造性・専門性・企画力・提案力・経験が求められるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 プロポーザルスケジュール(予定)

内 容	期間等
公告	令和8年4月16日(木)
質問書の提出期間	公告の日から、令和8年4月24日(金)まで
質問書の回答期限	令和8年4月28日(火)
参加申込書等の提出期限	令和8年5月11日(月)17時
参加資格審査結果通知	令和8年5月15日(金)
プロポーザル関係書類提出要請通知	令和8年5月15日(金)
企画提案書・参考見積書等の提出期限	令和8年5月22日(金)17時
対面審査(プレゼンテーション、ヒアリング)開催通知	令和8年5月26日(火)
対面審査(プレゼンテーション、ヒアリング)の実施日	令和8年5月29日(金)
選定結果公表	令和8年6月 3日(水)
契約の締結	令和8年6月12日(金)までに締結予定

5 参加に係る欠格条項

次のいずれかに該当する場合は、本業務に参加できない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 提案書提出時において、「対馬市が発注する工事等の契約に係る指名停止の措置要綱」(平成 16 年対馬市告示第58号)第2条及び同要綱第3条の規定に該当する者。
- ③ 対馬市暴力団排除条例(平成24年対馬市条例第51号)第2条第1号に規定する団体及び同条例同条第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ④ 所得税、法人事業税(地方法人特別税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき。ただし、市が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

右記の専用フォーム(QRコード・URL)から質問を受け付ける。

※メール・電話・FAX・口頭による質問は一切受け付けない



<https://logoform.jp/f/sH48P>

(2) 質問受付期限

令和8年4月24日(金)

(3) 質問に対する回答

令和8年4月28日(火)に電子メールにより回答するとともに、対馬市ホームページに掲載する。

7 関係資料の配布

(1) 配布資料

- ①「対馬市サステナブルアイランド人財育成運営支援業務委託」プロポーザル実施要領(PDF)
- ②対馬市サステナブルアイランド人財育成運営支援業務委託仕様書(PDF)
- ③各種様式(Word)

(2) 配布場所

対馬市ホームページの以下のページから取得すること。

【令和8年度対馬市サステナブルアイランド人財育成運営支援業務委託プロポーザル実施について】

<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/miraikankyobu/sdgs/saiyo/6972.html>

8 参加申込に係る提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込に関する書類を提出すること。

(1) 提出書類


No.	提出書類
1	公募型プロポーザル参加申込書(様式1)
2	会社概要書(様式2-1)
3	同種又は類似業務等実績調書(様式2-2) ※3件分を提出
4	業務実施体制(様式2-3)
5	配置者の経歴(様式2-4)
6	担当者の経歴(様式2-5)
7	誓約書(様式3) ※押印した原本のスキャンデータを提出すること
令和8年度対馬市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は以下も追加で提出する	
8	履歴事項全部証明書の写し(法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの)
9	身元(分)証明書の写し(個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの)
10	納税証明書の写し(申込日前3ヶ月以内のもの) ・対馬市税の未納がない証明書(本市に営業所を有する者のみ) ・所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(個人のみ) ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人のみ)
11	営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
12	財務諸表類(直近1年分のみ)又は青色申告書等
13	対馬市政治倫理条例(平成17年対馬市条例第1号)第5条第1項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書

(2) 提出期限

令和8年5月11日(月) 17時(必着)

(3) 提出方法及び提出先

以下の参加申込フォームから提出書類をアップロードして参加申込すること。

参加申込フォーム	備考
<p>https://logoform.jp/f/ZGPiZ</p> 	<ul style="list-style-type: none">・フォーム入力後、担当課へ電話連絡すること <p>【提出ファイルについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・全てのファイルは PDF 形式で提出することとし、1ファイルの容量は10MB 未満とする・指定様式以外の提出書類 (No.8～13) は原本をスキャンしたPDFデータを提出すること・申込後の書類の差替・修正は一切認めない

9 参加資格の審査

参加申込書等の受付及び締切後、評価委員会(以下「委員会」という。)において参加資格を審査し、令和8年5月15日(金)までに申込者に参加資格審査結果通知書により通知する(郵送及びメール通知)。また、参加資格を有する者については、併せてプロポーザル関係書類提出要請通知書を送付する。

10 企画提案書等の提出

(1)提案内容

仕様書に基づき、「サステナブルアイランド人財育成」の取り組み(サステナブルアイランドカレッジ(仮称)及びサステナブルアイランド EXPO 等の企画運営)の効果的な実行に向けた提案を行う。

(2)提出書類


No.	提出書類
1	企画提案書(様式4) ※フォントサイズは、11ポイント以上とすること ※ページ数はA4判で10ページ以内(表紙を除く)とし、適宜、図表やフロー図等を用いて分かりやすく記述すること ※別途、企画内容全体をまとめたポンチ絵または要約文の提出も可(いずれもA4判で1ページ以内とし、企画提案書と統合したファイルで提出すること)
2	価格見積書(様式5) ※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること ※押印した原本のスキャンデータを提出すること
3	見積明細書(任意様式で可) ※業務種別の配置人数と費用(直接人件費、直接経費、間接経費、一般管理費、消費税及び地方消費税)を積算すること

(3) 提出期限

令和8年5月22日(金) 17時(必着)

(4) 提出方法及び提出先

以下の参加申込フォームから提出書類をアップロードして参加申込すること。

企画提案書等提出フォーム	備考
https://logoform.jp/f/08sJb 	・フォーム入力後、担当課へ電話連絡すること 【提出ファイルについて】 ・全てのファイルは PDF 形式で提出することとし、1ファイルの容量は10MB 未満とする ・提出後の書類の差替・修正・追加等は一切認めない。

11 審査方法等

以下のとおり、書面審査及び対面審査の結果に基づいて評点を付け、1者を選定する。対面審査の開催通知は令和8年5月26日(火)に対象者にメールで通知する。

(1) 書類審査の実施

参加申込書等(参加申込時の提出書類)に基づく書類審査を委員会により実施する。書面審査の審査項目及び配点は【(3) 審査基準】のとおりとする。

(2) 対面審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

項目	内容
審査日時	令和8年5月29日(金)13時30分から
審査会場	対馬市役所別館第2会議室
審査対象	企画提案書の内容、当日のプレゼンテーション、ヒアリングにおける質疑応答内容
審査時間	1事業者35分以内(プレゼンテーション【20分以内】、ヒアリング【15分以内】) ※申込多数の場合、審査時間の短縮や開催日程、会場を変更する場合がある ※詳細は開催通知にて通知する
審査順番	原則、参加申込の早い者から行う
参加人数	1事業者2名までとする
特記事項	・プレゼンテーションでは、プロジェクター等は使用せず、事前に提出した企画提案書のみによる説明とする。 ・参加申込が1事業者の場合でもプレゼンテーションは実施する ・参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届(様式6)を提出すること。なお、遅刻又は欠席した場合は、参加辞退をしたものとみなす。

(3) 審査基準

書類審査及び対面審査の審査基準及び項目は以下の表のとおりとする。

審査項目	審査基準項目	配点 (点)	
参加申込書等	同種又は類似業務等の実績	5点	15点
	業務実施体制、適切な人員配置とバックアップ体制	5点	
	管理責任者及び担当者の経歴	5点	
企画提案書	①取り組み及び関連課題の把握と理解 本事業の趣旨を深く理解しているか、対馬グローバル大学等過去の実績を踏まえた発展的かつ新規の取り組みとしての視点があるか	10点	70点
	②サステナブルアイランドカレッジ (仮称) の企画・運営支援案	30点	
	a) 参加者募集・広報戦略の設定： ターゲット層（市民、島外の対馬関係者、学生等）の参加意欲を高める効果的な広報戦略の提案がなされているか	(5)	
	b) 交流・共創、実践に繋がるプログラムの設定： 受講生同士の交流や共創を促す仕掛けづくり、取り組み成果を実践に繋げるための具体的なアイデアやスキームなどが示されているか	(10)	
	c) 分析・評価、次年度への提案： 受講生アンケートや関係者ヒアリングの分析・評価手法の妥当性、次年度に向けた実効性のある改善提案能力があるか	(5)	
	d) 進め方の設定： スケジュールの進行管理、進め方（手順、手法）、講師・SV・TA等との連携を通じた運営体制等が適切に設定されているか	(10)	
	③サステナブルアイランド EXPO(仮称)の企画・運営案	30点	
	a) コンセプトの設定： 産学官民の各主体が交流し、マッチングさせるための企画手法や新たな共創のきっかけを作るテーマが設定されているか	(10)	
	b) マッチング・交流促進の具体策： 参加者がそれぞれの取組成果や課題を共有し、実効性のある対話やマッチングを生み出す具体的なプログラム構成、交流を促す仕掛けや手法が提案されているか	(10)	
	c) 進め方の設定： 参加者募集、広報、準備等の事業スケジュールの進行管理、当日の進め方（手順、手法）、体制等が適切に設定されているか	(10)	

テ ー シ ョ ン プ レ ゼ ン	④本業務への熱意、取り組み意欲	5点	15点
	⑤説明力（論理性・共感性）	5点	
	⑥質問に対する回答力	5点	
合計			100点

(4) 受託候補者の選定について

- ① 参加資格を満たす者について、選考書類及び提出物に基づき、6ページの審査基準及び項目に基づいて審査を行い、市の求める基準以上（6割以上を最低基準点）の提案を行った事業者の中で合計点の高い者から順位をつけ、最も順位の高いものを受託候補者として選定する。
- ② 最高得点が同一の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。
- ③ 各評価委員の採点平均が最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ④ 応募者が1事業者の場合、最低基準点を満たす場合は当該提案者を受託候補者とする。

12 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

受託候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本として、本業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方として特定し、業務内容の詳細について協議を行った上、見積書の提出を求め、随意契約により契約を締結する。なお、協議により企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

(2) 契約保証金

対馬市契約規則第28条第8号の規定により免除

13 その他留意事項

- ① 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ② 企画提案書等提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- ③ 本プロポーザルに提出されたすべての書類は、その結果にかかわらず返却しない。
- ④ 企画提案書について情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- ⑤ 参加申込書、企画提案書等の受理後の、差し替え及び追加・削除は認めない。
- ⑥ 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、その結果にかかわらず、参加者の負担とする。
- ⑦ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を

対馬市に請求することはできない。

- ⑧ 申請者は、プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑨ その他の定めのない事項については、地方自治法等の関係法令および対馬市が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

14 担当課

対馬市 未来環境部 SDGs 戦略課

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

電話 :0920-53-6221

電子メール:ikigaku@city-tsushima.jp

15 業務参考情報

- ①対馬グローバル大学ポータルサイト:

<https://tsushimaglocal-u.com>

- ②対馬未来フォーラム(対馬市ホームページ):

<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/miraikankyobu/sdgs/sdgs/6663.html>

- ③対馬市の SDGs(対馬市ホームページ):

<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/miraikankyobu/sdgs/sdgs/2936.html>

- ④対馬市の域学連携(対馬市ホームページ)

<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/miraikankyobu/sdgs/ikigaku/3553.html>